

Power Platform 活用支援サービス利用規約

第1条 目的

Power Platform 活用支援サービス利用規約（以下「本規約」といいます）は、ソフトバンク株式会社（以下「当社」といいます）が提供する Power Platform の習熟・活用のための付加サービス（以下、これらを総称して「活用支援サービス」といいます）について、当社と当社所定の申込書式（文書または電磁的方法等を問いません）にて申し込みをされる法人（以下「お客様」といいます）との間で、活用支援サービスの利用に関する条件を定めるものです。申込前に確認、検討し、本規約に同意の上で申し込み下さい。

第2条 サービスの内容

1. 当社が提供する活用支援サービスは次の通りであり、各活用支援サービスの詳細は、別紙に定めるものとします。
 - （1）業務選定支援サービス
 - （2）ハンズオン
 - （3）開発スキルトレーニング
 - （4）開発支援サービス
 - （5）プレミアムサポート
2. お客様は活用支援サービスの申し込みにより本規約に同意したものとします。

第3条 契約の成立

お客様は、本規約の内容に同意の上、当社所定の申込書式（文書または電磁的方法等を問いません）にて申し込みを行うものとし、当社がこれを承諾したときに成立するものとします（以下、これらを総称して「本契約」といいます）。なお、業務選定支援サービス、ハンズオン、開発スキルトレーニング、開発支援サービスについては日程確定の通知をしたときをもって、プレミアムサポートについては納品書または代用の通知に記載の日付をもってそれぞれ契約成立とします。

第4条 契約期間等

1. 活用支援サービスの契約期間およびお支払いの単位は下記の通りです。

サービス名	契約期間	支払 単位
業務選定支援サービス	—	一括
ハンズオン	—	
開発スキルトレーニング	—	
開発支援サービス	当社の稼働時間累積が当社とお客様で定めた稼働時間上限に達するまで	
プレミアムサポート	定額制 1 ヶ月コース * 契約成立日の属する月を 1 ヶ月目として 2 ヶ月目の末日まで	

	定額制 6 ヶ月コース *	
	契約成立日の属する月を 1 ヶ月目として 7 ヶ月目の末日まで	
	定額制 12 ヶ月コース *	
	契約成立日の属する月を 1 ヶ月目として 13 ヶ月目の末日まで	

* 各コースのご利用回数（セッション数）について、1 ヶ月コースは最大 10 回、6 ヶ月コースは最大 60 回、12 ヶ月は最大 120 回を上限とします。

2. 活用支援サービスのうち、プレミアムサポートはコースの契約期間終了日到来、またはご利用回数の上限到達のいずれかの時点で提供終了となります。

第5条 料金・諸費用

1. 活用支援サービスの利用料金（以下「利用料金」といいます）は、内容・時間・参加人数等に応じて当社が定める料金体系により決定の上、お客様の申し込み前に通知します。
2. 前項と併せ、活用支援サービス提供に伴い発生する諸費用（交通費・宿泊費・会場費用・使用機材の輸送費等の実費。以下「諸費用」といいます）については、お客様の負担となります。ただし、当社お客様協議の上、別段の定めをした場合は、この限りではありません。
3. 当社が活用支援サービスの全部または一部について当社が指定する方法・内容で利用実績等の報告を求める場合は、お客様はこれを行うものとします。

第6条 料金の支払

1. お客様は請求書に記載されている金額を一括で支払うものとします。なお、活用支援サービスのうち業務選定支援サービス、ハンズオン、開発スキルトレーニング、開発支援サービスについては、当社は、検収完了後 1 週間から 1 ヶ月間程度で請求書を発行します。
2. お客様は、前項その他当社発行の請求書記載の料金額を、請求書記載の支払期限までに、当社指定の方法で支払うものとします。
3. 当社は、いかなる場合もお支払い済みの利用料金を返金致しません。また、中途解約された場合であっても、日割計算は行いません。
4. 利用料金その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。
5. 利用料金および諸費用の支払いに関わる手数料（第 3 項の定めに関わらず万一当社からお客様に対してこれらを返金する場合を含みます）は、すべてお客様の負担となります。ただし、当社の責めに帰すべき事由のある場合は、この限りではありません。
6. 前各項について、当社が指定する期日までに支払いがない場合は、当社はサービスの停止等、必要な措置を講じます。

第7条 検収条件

活用支援サービスのうち業務選定支援サービス、ハンズオン、開発スキルトレーニング、開発支援サー

ビスについては、お客様は実施日から 2 週間以内に、活用支援サービスの検収が完了した証跡として、検収書類を提出するものとします。検収完了の旨をメール等にて当社へ返信することで代用することも可能とします。なお、2 週間以内に、お客様から活用支援サービスの実施内容の不備に関する申告がない場合、お客様の検収が完了したものとします。

第8条 お客様都合による日程変更・キャンセル

1. 業務選定支援サービス、ハンズオン、開発スキルトレーニング、開発支援サービスについては以下の通りとします。
 - (1) お客様都合の日程変更または活用支援サービスのキャンセルの申し入れにより、本契約を当社が契約承諾後に解約する場合、当社はお客様より以下のキャンセル料を頂きます。
 - ① 実施予定日の 6 営業日前まで…なし
 - ② 実施予定日の 5～2 営業日前まで…利用料金の 50%
 - ③ 実施予定日の前日・当日…利用料金の 100%
 - (2) 前項の定めに関わらず、お客様が実施日確定後かつ実施日の 7 営業日前までに当社に対して実施日の変更を申し出た場合、当社は別に定めのない限り日程変更を 1 回のみ認めるものとします。
 - (3) 営業担当者・講師またはエンジニアの出張を伴う解約、日程変更に関しては、第 1 項のキャンセル料に加え、交通費、宿泊費、会場等キャンセル料（手数料を含む）、制作済み教材費等の活用支援サービス準備費、見積書に記載された企画準備費、利用機材の配送料、その他発生するすべての実費相当額を頂きます。
2. プレミアムサポートについては、以下の通りとします。
 - (1) 解約はいかなる理由においても一切不可とし、利用料金の返金等は行わないものとします。
 - (2) セッションのキャンセルは、セッション実施予定日の前営業日 17 時までに当社が別途定める手続きに従い当社に事前に申し出た場合に限り利用可能回数の消費対象外とし、同 17 時を過ぎた場合は予約が成立したものとし、いかなる理由においても利用可能回数の消費対象とします。

第9条 提供開始日

活用支援サービスのうち、プレミアムサポートの提供開始日は当社が申込書（文書または電磁的方法等を問いません。）を受領した日から 4 営業日以降の日付で、それぞれ当社が設定できるものとします。

第10条 サービスの提供対象者

1. 活用支援サービスの提供対象者は、お客様が自ら雇用または直接に指揮命令する者に限定するものとします。
2. 当社は、お客様以外の第三者には活用支援サービスを提供しないものとします。ただし、お客様が事前に当社にその詳細について申請し、当社が承諾した場合は、この限りではないものとします。
3. お客様が、活用支援サービスを利用するにあたり、お客様が行うべき作業等を第三者に代行させる場

合、お客様は、当該第三者に本規約におけるお客様と同等の義務を負わせるものとし、当社が別途定める手続きに従い当社に事前に申し出るものとします。なお、活用支援サービスの提供に支障を及ぼすまたは及ぼすおそれがあると判断した場合、当社は、当該第三者の作業代行を認めないことがあります。

第11条 サービス提供に関する留意事項

1. 活用支援サービスの効果・到達目標
 - (1) 活用支援サービスおよび教材の内容・修得目標・アプリ開発・フロー作成目標の設定は、当社の裁量とします。
 - (2) 活用支援サービスは、特定の知識・技能等が修得されることや、フロー・アプリの完成を保証するものではありません。
 - (3) 当社が提供する活用支援サービスおよび教材が、お客様の目的に対して最適であることを保証するものではありません。
2. 質問対応
 - (1) 活用支援サービスの内容に関する質問は、講義および教材の範囲において受け付けます。
 - (2) 集合研修受講中の質問は、講義時間内でのみ、講義の進行に影響のない範囲で講師が受け付けます。
3. プレミアムサポートの留意事項については別紙 2 に記載の通りです。

第12条 免責事項、サービスの停止・中断・変更

1. 当社は、以下のいずれかに該当する、当社の責めに帰すべからざる事由による本規約の全部または一部の履行遅延もしくは履行不能について、一切その責任を負わないものとします。
 - (1) 天変地異・戦争・暴動・内乱その他の社会的事変、法令の制定・改変、政府による命令・処分・指導等の公権力の行使、通信回線の事故、輸送または通関等の遅延等
 - (2) 作成したフローの作動結果による、オペレーティングシステムおよびアプリケーション等の障害およびそれに起因する障害
2. 当社は、以下の各号に該当する場合には、お客様への事前の通知をすることなく、Power Platform ポータルサイト上で提供するサービスの一時的な運営の停止を行うことがあります。
 - (1) 保守または仕様変更を行う場合
 - (2) 天変地異その他非常事態が発生し、または発生するおそれがあり、Power Platform ポータルサイト上で提供する各種サービスの運営ができなくなった場合
 - (3) 当社がやむを得ない事由により Power Platform ポータルサイト上で提供する各種サービスの運営上一時的な停止が必要であると判断した場合
3. 当社は、お客様へ事前に通知することなく、活用支援サービスの内容変更、一時的もしくは長期的な中断、またはサービス自体を終了することができ、お客様はこれを承諾するものとします。

第13条 損害賠償

当社は、活用支援サービスの販売に関連し、当社の責めに帰する事由によりお客様に損害を与えた場合、発生した通常かつ直接の損害に限り賠償するものとし、その他特別な事情により発生した損害、派生損害、間接損害、逸失利益について当社は一切の責任を負わないものとします。また、当社が責任を負う場合であっても、当社は、過去 12 ヶ月間にお客様が当社に支払った対価の金額を超えて賠償する責任を負わないものとします。

第14条 業務委託

当社は、本規約に基づき提供する活用支援サービスの一部または全部の履行を第三者に再委託できるものとします。

第15条 当社による契約解除

1. お客様に次に定める事由が生じた場合、当社は何らの催告を要せず、直ちに本規約による契約を解除できるものとします。
 - (1) 手形、小切手の不渡を出し、銀行取引停止処分を受けたとき。
 - (2) 差押、仮差押、仮処分、競売、強制執行、滞納処分等公権力の行使を受けたとき。
 - (3) 破産、民事再生手続、会社更生の申立をし、またはその申立を受けたとき、もしくは解散の決議をしたとき。
 - (4) 所在不明、または 1 ヶ月以上にわたり連絡不能となったとき。
 - (5) 当社に提出・送信した、お客様に関する情報に虚偽あるいは重大な遺漏のあることが判明したとき。その他、重大な過失または背信行為があったとき。
 - (6) 本規約に違反したとき。
 - (7) その他前各号に準ずる事態が発生し、当社が止むを得ないと判断したとき。
2. 当社が前項に基づき活用支援サービスを解除したことにより、お客様もしくはその関係者に損害が生じたとしても、当社はこれによる一切の損害賠償責任を負わないものとします。

第16条 禁止行為

1. お客様は、お客様自らまたはお客様以外の法人（お客様の親会社、子会社、関係会社等を含む）もしくは個人をして、いかなる方法によっても、活用支援サービスに関し、複写、複製、転載、引用、配信（ネットワークに接続されたサーバへのアップロードを含みます）、編集、翻案、改変、改竄、翻訳、第三者への開示等をしてはならないものとします。
2. お客様は、お客様と雇用関係のある者（お客様の社内業務に従事する派遣社員および業務委託社員も含まれるものとします）以外の者に研修を受講させてはならないものとします。
3. お客様は、お客様自らまたは第三者をして、活用支援サービスと同一または類似した研修資料を作成してはならないものとします。
4. お客様は、お客様自らまたは第三者をして、活用支援サービスと同一または類似した研修を用いて、活用支援サービスと同一または類似したサービスを提供してはならないものとします。

5. お客様は、活用支援サービスを利用するにあたり、以下の各号に該当する行為をしてはならないものとします。
- (1) お客様、他の研修受講者またはその他の第三者を誹謗中傷またはその名誉を毀損する行為
 - (2) お客様、他の研修受講者またはその他の第三者に損害を与えまたは与えるおそれのある行為
 - (3) 活用支援サービスの運営に支障を及ぼすまたは及ぼすおそれのある行為

第17条 権利譲渡の禁止

お客様は、当社の書面による事前の承諾なく、本規約による契約上の地位または本規約に基づく権利もしくは義務につき、第三者に対し、譲渡、移転、貸与、担保設定、その他処分をすることはできないものとします。

第18条 秘密情報

1. 本規約における秘密情報とは、口頭、書類、電子媒体等の情報開示手段の種類を問わず、活用支援サービスの提供もしくは利用に関連して一方当事者（以下「情報開示者」といいます）から他方当事者（以下「情報受領者」といいます。）に開示される技術上または営業上の有用な情報であって、次の各号の一に該当するものとします。
 - (1) 秘密である旨が明瞭に表示された書面、図表、その他関係資料等の有形の形態により開示される情報
 - (2) 秘密である旨を告知したうえで口頭その他無形の形態で開示される情報であって、かかる口頭の開示後 30 日以内に当該情報の内容が秘密である旨を明示された書面により開示される情報
2. 前項の規定に関わらず、情報開示者の書面による事前の同意を得た場合、または、次の各号の一に該当する情報については、秘密情報に該当しないものとします。
 - (1) 情報を受領する前に、既に公知または公用となっていた情報
 - (2) 情報を受領する前に、情報受領者が既に自ら正当に所持していた情報
 - (3) 情報を受領した後に、情報受領者の責に帰すべからざる事由により公知となった情報
 - (4) 情報受領者が正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく合法的に入手した情報
 - (5) 情報受領者が受領した情報を用いることなく独自に開発した情報
 - (6) 法令により開示を要求された情報（ただし、当該要求に応じるために必要な範囲に限って前項の適用を免れるものとします）
3. 情報受領者は、活用支援サービスを提供もしくは利用するうえで、秘密情報を知らせる必要のある自己の役員および従業員（派遣社員を含みます）または再委託先（以下総称して「従業員等」といいます）以外の者に、秘密情報を開示または漏洩してはならないものとします。また、従業員等に対し本規約に基づき自己が遵守すべき義務と同一の義務を遵守させるものとします。
4. 情報受領者は、活用支援サービスの提供もしくは利用のためにのみ秘密情報を使用し、他のいかなる目的のためにも秘密情報を使用しないものとします。

5. 情報受領者は、本条の秘密保持義務を遵守するため、善良なる管理者の注意をもって秘密情報を管理するものとします。
6. 情報受領者は、情報開示者から受領した資料等で秘密情報を記載したもの（書類、電子媒体等）（以下「秘密資料」といいます）の不当な開示または紛失を防止するために、自己が適切と判断する措置を講じるものとし、万一紛失した場合は、直ちに情報開示者にその旨を通知し、その後の措置について相手方の指示に従うものとします。
7. 情報受領者は、相手方の事前の書面による承諾がない限り、活用支援サービスの提供もしくは利用のために必要最低限の範囲を除き、秘密資料を複写・複製しないものとします。なお、本条に基づき複製された秘密資料に関しても本規約の各条項が適用されるものとします。
8. 前2項の秘密資料には、情報開示手段の種類に関わらず、情報開示者から開示された秘密情報を、情報受領者において文書化したものを含むものとします。

第19条 パーソナルデータの取り扱い

当社は、お客様のパーソナルデータを「プライバシーポリシー」に定めるところにより、その目的の遂行に必要な範囲において取り扱うこととします。

第20条 知的財産権の帰属

1. 活用支援サービスにかかる知的財産権（著作権法第27条および第28条の権利を含む）は、当社もしくは当社に権利を許諾した者に帰属し、当社による事前の書面による許諾を得ることなく、お客様は本規約に基づく活用支援サービスの利用以外の目的で使用、複製、転写または頒布することはできません。
2. 活用支援サービスの提供の際に当社がお客様のためにフローを作成した場合、当該フローの著作権（著作権法第27条および第28条の権利を含む。以下同じ）は、当社または第三者が従前から保有していた著作権および汎用的な利用が可能な著作権を除き、当該個別契約に係る委託料の支払いが完了されたときをもって、お客様に移転します。
3. 前項の場合、お客様が当該フローを活用支援サービスにかかる規約に基づき適法かつ有効に利用されている限り、当社は著作権者人格権を行使しないものとします。
4. お客様は、当社が匿名化データ（アイデア、業務フロー等の情報を特定の個人又は法人その他の団体の識別（他の情報との照合による識別を含む）ができないように加工したものをいう）を、活用支援サービスを含む当社の商品・サービスの提供や商品開発や品質向上のため使用することを承諾するものとします。
5. 当社は、前項に定める場合を除き、お客様からご提供いただいた情報について、お客様への活用支援サービスの提供以外の目的で使用することはありません。但し、当社がお客様の同意を得た場合、当該同意の範囲内で、当社営業活動への活用支援サービスの調査報告書の利用等を行うことができるものとします。

第21条 反社会的勢力の排除

1. 当社およびお客様は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - (5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
2. 当社およびお客様は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。
 - (1) 暴力的な要求、詐術、脅迫的言辞などの行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
 - (4) 法令、公序良俗に反する行為、またはそのおそれがある行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 当社およびお客様は、自らまたは自己の委託先等が前2項の規定に違反している事実が判明した場合、直ちに相手方にその事実を報告するものとします。
4. 当社およびお客様は、相手方に対し、相手方または相手方の委託先等による第1項および第2項の規定の遵守状況に関する必要な調査を行うことができるものとします。この場合、相手方は当該調査に協力し、これに必要な資料を提出しなければならないものとします。
5. 当社およびお客様は、相手方または相手方の委託先等が第1項または第2項の規定に違反している事実が判明したときは、何らの催告をせず、本規約に基づく一切の契約の全部または一部を解除することができ、または相手方に対して反社会的勢力の排除のために必要な措置を講ずるよう請求でき、相手方はこれになんら異議を申し立てないものとします。なお、この場合、表明に反した当事者は、期限の利益を喪失し、直ちに相手方に対する債務の弁済を行うものとします。
6. 前項の規定により、相手方から本契約を解除された場合または反社会的勢力の排除のために必要な措置を講ずるよう請求された場合、当社およびお客様は、当該相手方に対し、その名目を問わず、当該解除または措置に関し生じた損害および費用の一切の請求をしないものとします。
7. 当社およびお客様は、第5項の規定により本契約を解除したことにより損害を被った場合には、相手方に対してその損害の賠償を請求することができるものとします。

第22条 契約の優先順位

お客様が当社と本規約に関する特約を締結する場合は、必ず契約書として明文化した上で、特約が本規約に優先するものとします。

第23条 規約の変更

1. 当社は本規約を事前の周知なく変更することがあります。この場合の提供条件等は、変更後の規約および個別契約によるものとします。なお、規約変更時には、当社の指定する方法でお知らせします。
2. 規約変更のお知らせから一定期間内にお客様からのお問合せがない場合、変更について了承したものとみなします。

第24条 存続条項

本規約に基づき提供する活用支援サービスが期間満了、または契約解除等いかなる事由により終了した場合であっても、第 13 条（損害賠償）、第 16 条（禁止行為）、第 17 条（権利譲渡の禁止）、第 18 条（秘密情報）、第 19 条（パーソナルデータの取り扱い）、第 24 条（存続条項）、第 25 条（準拠法）および第 26 条（管轄裁判所）の規定については、なお効力を有するものとします。

第25条 準拠法

本規約に基づき提供する活用支援サービスの内容および提供条件、ならびに、本規約の内容については日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとします。

第26条 管轄裁判所

本規約に基づき提供する活用支援サービスに関する訴訟その他一切の法的手続きについては、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第27条 協議事項

当社およびお客様は、本規約に定めのない事項または本規約の内容について疑義を生じた場合、双方協議の上、誠意をもって解決するよう努めるものとします。

第28条 書面の提出など

当社が必要と認める場合は、申込書、特約申込書、その他の通知書面などの提出又は契約上の合意について、当社指定のクラウド型電子契約システムの方法によることができるものとします。

以上

別紙 1：活用支援サービス概要一覧

当社がお客様に対して提供する活用支援サービスは下記の通りであり、本活用支援サービスは準委任契約として提供されます。

(1) 業務選定支援サービス

① サービス概要

業務選定支援サービスは対象業務の選定・削減効果の算出・業務フロー書き方を支援します。
対象ツールは Power Apps , Power Automate となります。

② 業務選定支援サービスには、2つのプランがあります。

(ア) 診断プランは(a)～(b)まで提供します。

(イ) フロー書き方プランは(c)を提供します。

(a) アイデア出しセミナー：1回

当社が、対象ツールでできることできないこと、対象ツールの活用事例、自動化のアイデアの考え方、アイデア入力フォーマットの入力を説明するセミナーを開催します。

(b) 業務選定：1回

お客様が創出したアイデアを元に、当社にて開発優先順位付け、削減効果の算出を行い、当社指定のフォーマットに記載して納品します。

(c) 業務フロー書き方講座：1回

業務フロー書き方講座を開催します。

(2) ハンズオン

① サービス概要

(ア) お客様へ Power Apps、Power Automate におけるアプリ開発・フロー作成の体験講座を行います。

(イ) 内容は、当社が定めるもので実施します。

② 講座時間

当社が定める時間で実施します。

③ 開催形式

お客様事業所内またはお客様が指定する場所で体験講座を開催します。

場所の予約はお客様側で実施頂くものとし、それにかかる費用はお客様負担とします。

(3) 開発スキルトレーニング

① サービス概要

(ア) お客様へ Power Apps、Power Automate、Power Automate for desktop におけるアプリ開発・フローの作成方法についての研修を行います。

- (イ) 研修内容は、当社が定めるもので実施します。
- ② 研修時間
当社が定める時間で実施します。
- ③ 開催形式
お客様事業所内またはお客様が指定する場所で研修を開催します。
場所の予約はお客様側で実施頂くものとし、それにかかる費用はお客様負担とします。

(4) 開発支援サービス

- ① サービス概要
 - (ア) 当社は、お客様が自力で下記の開発を行うための支援を行います。
 - (a) Power Apps を利用したアプリ開発
 - (b) Power Automate を利用したフロー作成
 - (c) 生成 AI と連携したアプリ開発およびフロー作成
 - (イ) 生成 AI と連携したアプリ開発およびフロー作成においては、あらかじめ API キーを発行いただいた生成 AI サービスと Power Platform 間の連携を行います。
※GPT モデルバージョンの選定、API キーの発行は本サービスの対象外です。
※独自データの学習（RAG）や精度向上対応（ファインチューニングやプロンプト検討等）は対象外です。
 - (ウ) 当社は、お客様に代わりアプリ開発・フロー作成を実施する場合があります。
- ② 実施形式
当社は以下のいずれかの方法でサービスを提供いたします。
 - (ア) オンサイト
お客様事業所内でアプリ開発・フロー作成支援を行います。お客様事業所内で解決できない事柄が発生した場合や、お客様事業所外で実施する方が合理的な場合は、お客様了承のもとにお客様事業所外で作業を行う場合があります。
 - (イ) オンライン
リモートデスクトップ接続を行い、お客様の PC 画面を遠隔で確認しアプリ開発・フロー作成支援を行います。またお客様が希望された場合は必要に応じて操作します。
 - (ウ) オンサイトとオンラインの組み合わせ
(ア)(イ)の実施形式を併用しアプリ開発・フロー作成支援を行います。
- ③ 支援体制
 - (ア) 当社はお客様における作業者と作業指示者を設定します。お客様から作業指示等の依頼がある場合は、当社が定めた作業指示者へ依頼するものとします。
 - (イ) お客様は当社に対し、本サポートを行うにあたって利用する、PC・作業環境・ライセンス・入館証の手配を行うものとします。

(5) プレミアムサポート

- ① サービス概要

Power Apps または Power Automate の利活用におけるお客様の疑問に対し、講師が 1 対 1 のセッションでお答えするサービスです。セッションは 1 回 45 分間で、あらかじめ日時を予約して頂きます。

② 実施形式

(ア) リモートデスクトップ接続を行い、講師がお客様の PC 画面を遠隔で確認しながらセッションを実施します。

(イ) セッション中の音声通話は電話が主体です。リモートデスクトップツールが利用できない場合は、電話のみでの実施となります。

以上

別紙 2：プレミアムサポートの留意事項

第1条 サービス内容

1. サービス対象

サービス対象範囲は下記の通りとします。

(1) 対象製品・機能

- ・ Power Apps：キャンバスアプリ
- ・ Power Automate：デスクトップフロー、クラウドフロー

※Microsoft/Office 365 ライセンスに含まれる Power Apps および Power Automate の使用権が対象です。

(2) 対象フェーズ

- ・ インストール（サーバー・ネットワーク等のお客様設備の構築・設定は除く）
- ・ アプリ、フローの作成
- ・ 運用

※業務診断や手順書作成など開発・運用に係る業務要件の定義は対象外です。

2. 利用条件

お客様は下記条件をすべて満たせば、セッションの予約が可能です。

- (1) プレミアムサポートを購入した同一法人内での利用であること
- (2) プレミアムサポートの契約期間内の利用であること

3. 実施形態

- (1) プレミアムサポートで提供するセッションは 1 回 45 分間とします。
- (2) セッションはお客様と講師による 1 対 1 のやり取りで進めます。
- (3) お客様と講師がセッションで利用するツールは、電話・リモートデスクトップツールとします。
- (4) セッション時、講師は下記ポリシーに従うものとします。

- ① リモートデスクトップツールは、原則閲覧モード※ 1 にて利用するものとし、操作モード※ 2 への変更はお客様の同意を得た上で行います。

※ 1 閲覧モード：講師は講師 PC 上でお客様 PC の画面閲覧のみが可能

※ 2 操作モード：講師は講師 PC 上でお客様 PC の画面閲覧と操作が可能

- ② お客様のプライバシー情報（例：PC の ID/PW）の入力が必要な場面では、常に閲覧モードにします。
- ③ 講師とお客様の間でファイル（例：ネットワーク用の設定ファイル）のやり取りは行わないものとします。
- ④ セッションの受講は事前予約を必要とします。

4. セッション成立の考え方

- (1) セッションが 1 回成立するごとに利用可能回数 1 回が消費されます。
- (2) セッションは「お客様と講師の間で電話での通信が開始された」時点で成立したものとみなします。なお、リモートデスクトップ接続の有無/成否は問わず、お客様要因により、予約のキャンセルが行われなかった場合（下記の例参照）においてもセッションは成立したものとみなします。

[例]

- ・お客様が予約キャンセル受付期限後にキャンセル申し込みを行った場合
- ・お客様が、予約したセッション時間内に当社に架電をしなかった場合

第2条 セッションポリシーと免責事項

1. 当社がサービス品質向上のためプレミアムサポート提供時の電話でのお客様との通話内容を録音することについて、お客様はあらかじめ同意するものとします。
2. プレミアムサポートはお客様より当社指定の電話番号に対して架電するものとします。セッション開始時刻以降もお客様からの架電がない場合、当社はセッション終了時刻まで架電を待機します。お客様が予約したセッション時間内に当社に架電をしなかった場合であっても、セッション終了時刻を過ぎた時点で原則利用可能回数 1 回を消費するものとします。
3. セッション終了時刻は、お客様の架電時間に関わらず、お客様が予約された開始時刻から 45 分後とします。
4. 連続のセッション枠で予約されている場合、お客様と講師双方の合意があればセッションとセッションの間の 15 分間の休憩は省略することができます。ただし連続でのセッション枠の予約は最大 2 枠までとします。
5. セッション中に通話が途切れた場合は、お客様より当社に再架電を行うものとします。なお、お客様より再架電がない場合も、原則利用可能回数 1 回を消費するものとします。
6. 講師とお客様の対応は原則セッション時間内のみとします。
7. プレミアムサポートは日本国内でのご利用および日本語でのサポートのみとします。
8. プレミアムサポートは当社が指定するソフトウェアバージョンのみのサポートとします。
9. プレミアムサポートはお客様の問題解決の結果に関わらず原則利用可能回数 1 回を消費するものとします。
10. お客様はリモートデスクトップ接続で個人情報や PW などの機密情報について、当社に開示をしないものとします。
11. リモートデスクトップ接続を通じて不具合やファイル消失があっても（当社の講師によるリモートデスクトップ経由の操作を含む）当社は一切の責任を負わないものとします。
12. プレミアムサポートでは、お客様が接続を試みるシステムやアプリケーションに制限を設けないものとします。ただし、Power Apps または Power Automate の仕様上対応できないものについては、プレミアムサポートの保証外とします。
13. セッション予約時とセッション実施時で、会社名、受講者氏名および予約時に送付する予約番号等の情報が異なる場合、当社はセッションを実施しないものとします。
14. 当社はセッションの開催および運営について最大限努力するものとします。ただし以下の場合においては開催出来ない、またはセッションを中止する場合があります。この場合は利用可能回数の消費は行わないものとします。
 - (1) 当社の都合（講師の体調不良など）によりプレミアムサポートの提供が困難となった場合
 - (2) 天災などにより通信環境の維持が困難となった場合
 - (3) 通信設備の故障により運営が出来ない場合

以上